

電子資料のフォーマット等について

独立行政法人国立病院機構旭川医療センター

- 1 独立行政法人国立病院機構旭川医療センター治験審査委員会（以下「治験審査委員会」という。）における、治験審査委員会審議資料の電子フォーマット（以下「電子資料」という。）を、治験依頼者（治験依頼者が業務を委託した者を含む。以下同じ。）、医師主導治験における治験責任医師（以下「治験依頼者等」という。）、から PDF ファイルで受領する。
- 2 治験依頼者等が電子資料の PDF ファイルを作成する際は、原本との同一性及び見読性に十分留意する。
- 3 PDF ファイルの解像度は 300dpi 以上とする。
- 4 治験依頼者等から資料の提供を受ける際の方法としては、CD-R 等、電子メールへの添付若しくは電子資料運用責任者が指定した方法で行う。
- 5 治験依頼者が電子資料を提供する際には、別添 2 の「電子資料の提供方法について」を遵守すること。

附 則

本規定は平成 30 年 2 月 1 日から実施する。